久喜市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則を次のとおり公布する。

令和８年９月３０日

久喜市教育委員会

教育長　柿沼光夫

久喜市教育委員会規則第９号
久喜市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則

別紙のとおり

久喜市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則

久喜市立図書館条例施行規則（平成３１年久喜市教育委員会規則第３号）の一部を次のように改正する。

第７条の２第１項中「個人番号カード」の次に「、出入国管理及び難民認定法（昭和２６年政令第３１９号）第１９条の１５の２第１項に規定する特定在留カード又は日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成３年法律第７１号）第１６条の２第１項に規定する特定特別永住者証明書」を加える。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。